

社会資本総合整備計画 事後評価書

計画の名称	滋賀県内における地震災害に強い住まい・まちづくり（防災・安全）																
計画の期間	平成22年～平成27年（6年間）					交付対象	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町										
計画の目標	県民に地震に対する備えの意識を醸成し住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を進めるとともに住宅市街地の安全対策を講じ、震災時に被害を最小限に抑え、かつ被災時の応急対策に素早く対応できる																
計画の成果目標（定量的指標）	・住宅の耐震化率 ・指定道路図の整備																
定量的指標の定義及び算定式									定量的指標の現況値及び目標値					備考			
									当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H25末)	最終目標値 (H27末)						
	○住宅土地統計調査等の統計データや事業実施状況をもとに算出する。 (住宅の耐震化率) = (耐震性が確保された住宅数) / (全住宅数) (%)								(H20) 77. 8%	-	90%						
	○指定道路図の整備率=指定道路図を整備した特定行政庁数 / 8（県内特定行政庁数）								50%	-	87. 5%						
全体事業費	合計 (A + B + C)	915百万円	A	829百万円	B	0百万円	C	86百万円	効果促進事業費の割合 C / (A + B + C)			9. 4%					
事後評価																	
○事後評価の実施体制、実施時期																	
事後評価の実施体制 滋賀県公共事業評価監視委員会にて実施								事後評価の実施時期 H28. 1 公表の方法 H P									
1. 交付対象事業の進捗状況																	
交付対象事業																	
A1 道路事業																	
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	事業及び 施設種別	省略 工種	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
											H22	H23	H24	H25	H26. H27		
1-A1-1	住宅	一般	県/市町	直/間	県/市町/民 間	-	-	住宅・建築物安全ストック形成事業	耐震診断・改修・アス ベスト除去・普及啓発	県内全市町						829	
合計																829	
B 関連社会資本整備事業																	
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	事業及び 施設種別	省略 工種	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
											H22	H23	H24	H25	H26. H27		
合計																	
番号	一体的に実施することにより期待される効果																備考

[illegible]

2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況

Ⅰ 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況		平成22年度末、耐震性のない住宅約16万棟に対し、耐震化を進めたことにより平成27年度末で、耐震性のない住宅が約1万5千棟減り、耐震化率は当初77.8%から約5ポイント向上し、82.7%となった。			
Ⅱ 定量的指標の達成状況	$\left(\frac{\text{（住宅の耐震化率）} = \left(\frac{\text{耐震性が確保された住宅数}}{\text{（全住宅数）}} \right) \times 100}{\text{（％）}} \right)$	最終目標値	90%	目標値と実績値に差が出た要因	長引く不況の影響による消費の落ち込みにより、建てかえや改修といった部分の消費が抑えられ住宅の耐震化が鈍化した。また、耐震化を行うことの必要性については普及啓発により理解が進む一方、経済的な理由から耐震化の実施までに至らない住宅があったため。
		最終（中間）実績値	82.7%		
Ⅲ 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況 （必要に応じて記述）		震災対策の必要性について啓発等を行うことにより、県民および事業関係者に備えることの意識の醸成を図ることができた。			

3. 特記事項（今後の方針等）

今後３０年以内に７０％の確率で起こるとされている南海トラフ巨大地震等の大規模地震に備え、一人でも多くの命を守るために、今後も引き続き建築物の耐震化の推進が必要であり、特に生活に直結する住宅の耐震化は重要な取り組みとして継続していく。

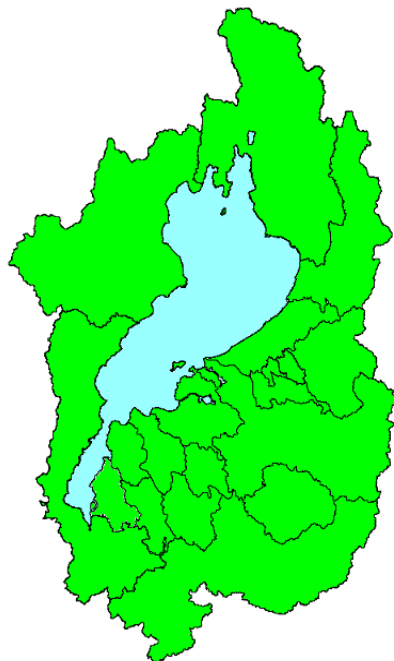
あわせて、地震に対して備えることの意識向上は重要であるため、引き続き県民の地震に対して備える意識の向上を図り、防災・減災対策に取り組み、あわせて効果的な啓発を進めるために、県民の防災意識の的確な把握を行っていく。

(参考様式3)

社会資本総合整備計画 参考図面

計画の名称	滋賀県内における地震災害に強い住まい・まちづくり（防災・安全）		
計画の期間	平成22年 ～ 平成27年（6年間）	交付団体	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

【住宅・建築物安全ストック形成事業関係】



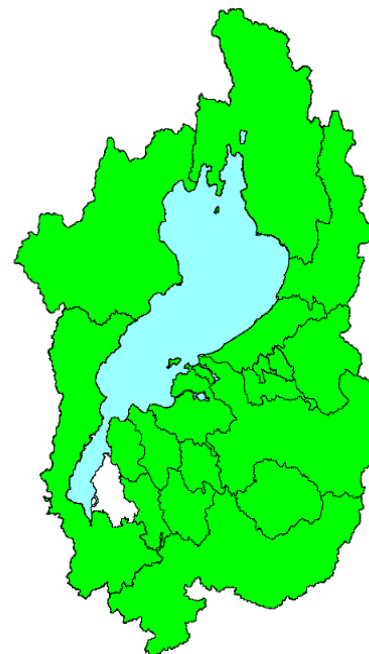
【県事業】（県下全域対象）

1-A1-1 滋賀県住宅・建築物安全ストック形成事業

1-C1-1 滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業費補助事業（県分）

1-C2-1 応急危険度判定士認定（更新）事業

1-C3-1 木造住宅耐震化啓発セミナー等開催事業



【市町事業】

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

1-A1-1 滋賀県住宅・建築物安全ストック形成事業

1-C1-1 滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業費補助事業

1-C3-1 木造住宅耐震化啓発セミナー等開催事業